

市内各所に設置されている防災行政無線



オンラインでも利用予約可能な公共施設
(写真:全日警ホール)



市民生活

防災行政無線

コロナ禍において積極的な活用を 引き続き適切に活用していく



かいづ 勉議員(自由民主党)
 コロナ禍では、感染防止策として、うがいや手洗い、三密防止等が非常に重要であり、防災行政無線や青パト車でこれらを市民に広く強く周知していくべきと考えますが、近頃は、防災行政無線による周知があまり行われていないと感じる。そこで、その積極的な活用について市の見解を問う。

答 防災行政無線は、災害時の緊急かつ重要な情報を伝えるツールであるため、コロナ禍においても、緊急事態宣言前から積極的に活用し、感染防止策等の周知を行ってきたところである。今後も緊急性や重要性等を加味し、必要に応じて適切に活用したいと考えている。

公共施設の
利用予約

負担が多く分かりづらい 改善は 公平で負担が少ない方法を検討する



稲葉健二議員(創生市川)
 現在、公民館など公共施設の利用予約は、施設ごとに登録が必要であり、予約方法等も施設により異なるなど、予約時の負担が多く、分かりづらいとの声を聞く。定期的な利用者の予約も先着順であり、予定を組みにくくなっている。そこで、予約方法を改善することについて、市の認識を問う。

答 公共施設の予約方法は、施設規模や利用実態等の違いから統一されていないことが課題である。今後、予約システム改修による利便性向上の他、公共施設間の予約方法の統一性を考慮しつつ、予約時の負担軽減や定期的利用者にも配慮した公平な方法を検討していく。

請願・陳情の出し方

◆請願・陳情について◆

・ 請願は、国や自治体に意見や要望を述べることです。請願権は何人にも認められる憲法上の権利です。

請願は、市議会議員の紹介により、書面で行います。

受理された請願は、まず、内容を所管する委員会で審査します。委員会での審査の結果は本会議に報告された後、採決で採択・不採択の結果が確定します。審議結果は市議会ホームページに掲載するほか、請願提出者(複数人で提出する場合はその代表者)に文書で通知します。

・ 陳情は、一定の事項について、利害関係のある人が実情を訴え、相当の対応を求める事実上の行為です。

陳情は請願と異なり、市議会議員の紹介は必要ありません。

また、受理された陳情は、各会派に参考配付します。

◆提出方法と時期◆

・ 請願・陳情は、市議会議長宛ての書面に、①請願・陳情の内容、②提出日、③提出者の住所・氏名、④連絡先電話番号、⑤紹介議員(1名以上)の署名または記名押印(陳情は⑤不要)を記載して、議会事務局に提出します。提出は直接持参のほか、郵送でも可能です。

・ 提出者氏名には押印が必要です。なお、複数人で提出する場合、代表者は押印が必要ですが、それ以外の方は署名であれば押印を省略できます。

・ 請願・陳情はいつでも提出できます。なお、請願については、定例会招集告示日(2月定例会では開会日)の翌々日の午後5時までに受理したものを、当該会期中に委員会に付託して審査します(それ以降に受理した請願は、次の定例会で審査します)。

<請願書の記載例>

(表紙)

〇〇〇に関する請願

〔紹介議員氏名〕
署名または
記名押印

(内容)

〇〇〇に関する請願

〔請願内容要旨〕

〔提出日〕
〔提出者住所〕
〔提出者氏名〕④

市川市議会議長
〇〇〇〇様

<陳情書の記載例>

(表紙)

〇〇〇に関する陳情

(内容)

〇〇〇に関する陳情

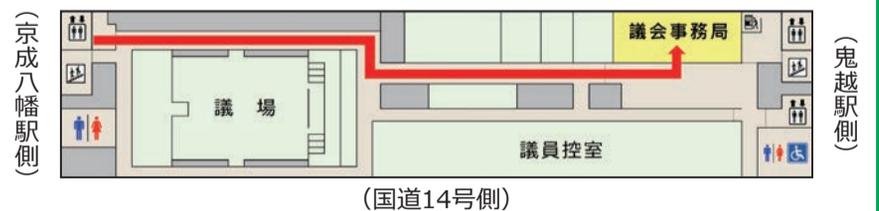
〔陳情内容要旨〕

〔提出日〕
〔提出者住所〕
〔提出者氏名〕④

市川市議会議長
〇〇〇〇様

※ご不明な点は、議事課まで(☎334-3759)

ご案内(左:第1庁舎案内図 右:庁舎6階案内図)



◆市議会は第1庁舎に移転しています◆

議会事務局や議員にご用のある方は、第1庁舎6階にお越しください。なお、本会議の傍聴は直接7階の傍聴受付まで。